

# 確認検査業務約款

ハウスプラス確認検査株式会社

## 1. 責務

建築主、設置者又は築造主（以下「甲」という。）及びハウスプラス確認検査株式会社（以下「乙」という。）は、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款及びハウスプラス確認検査株式会社確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

- (1) 甲は乙への建築確認申請書、中間検査申請書、完了検査申請書及びこれらに関する添付図書について事実と相違ない事を記載しなければならない。
- (2) 乙は善良なる管理者の注意義務を持って、確認申請の「引受承諾書」「中間検査引受証」及び「完了検査引受証」に定められた業務を「2. 業務期日」に規定する日までに行わなければならない。
- (3) 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかに同内容について説明をしなければならない。
- (4) 甲は、別に定める「ハウスプラス確認検査株式会社確認検査業務手数料規程」（以下「手数料規程」という。）に基づき算定された、請求書に定める額の手数料を「3. 手数料の支払期日」に規定する日までに支払わなければならない。
- (5) 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において確認申請の「引受承諾書」「中間検査引受証」または「完了検査引受証」に定められた業務の対象（以下「対象建築物等」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- (6) 甲は、乙が業務を行う際に、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。
- (7) 甲は、乙の確認検査業務において、対象建築物等の確認申請に係る図書に関し乙の審査において必要と認められる追加説明等の求め、又は誤字、脱字等の指摘に対し、速やかに所要の図書等を添えるなど説明等の追加又は訂正、追加等必要な措置をとらなければならない。この場合、乙が期限を明示した時は、当該期限内にこれを行わなければならない。中間検査、完了検査申請における追加説明書の提出の求めについても同様とする。

## 2. 業務期日

乙の各業務の期日は、次の各号に定める期日とする。

- (1) 確認審査業務：建築基準法第6条の2第3項による構造計算適合性判定を求める場合は、指定適合判定機関から適合判定がなされたものが返却された日から7営業日以内。その他のものは、建築基準法第93条第1項に規定する消防の同意が得られた日から7営業日以内。消防同意がないときは引受承諾日から7営業日以内又は引受承諾書に定めた日。ただし、確認が法第6条第5項に規定する構造適合性判定を要する建築物等に係るものである場合であって、法第6条の2第6項に規定する通知書の交付を受けたときは、乙は当該通知書に記載された期間の限りにおいて、確認の期限を延長することができる。
- (2) 中間検査業務：引受証に定める中間検査予定日の翌日まで
- (3) 完了検査業務：引受証に定める完了検査予定日の翌日まで

乙は、甲が前条(4)から(7)に定める責務を怠った時その他乙の責に帰すことができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対し、その理由を明示の上、業務期日の変更を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。

### 3. 手数料の支払期日

甲の支払期日は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- (1) 確認の申請手数料：甲が確認申請、もしくは確認申請を行う意思表示をし、乙がこれを受け付けた時点において、乙は甲に対して請求書を発行する。甲は、請求書に記載された期日までに、手数料の振込を完了するものとする。ただし、甲が乙に対し継続的かつ多数の申請を行うこと等を前提とする場合は、別途定める条件に従うものとする。

なお、甲が自らの都合により確認申請手続きを行わない場合、乙はそこまでに要した費用を除いた残額を甲に返金するものとする。また、乙があらかじめ受領した金額が変更になる場合には、確認申請の引受に際して精算するものとする。

- (2) 中間検査の申請手数料：引受証に定める中間検査予定日の前営業日まで

- (3) 完了検査の申請手数料：引受証に定める完了検査予定日の前営業日まで

- (4) 完了検査時の追加説明書の審査手数料：追加説明書の提出日の前営業日まで

手数料の納入方法は銀行振込によるものとし、納入に係る手数料は甲の負担とする。

### 4. 確認審査中の計画変更

甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により対象建築物等の計画を変更する場合、当該確認の申請を取り下げなければならない。取り下げ前に引き続き、変更後の対象建築物等の計画の確認の申請を乙に提出する場合は、別件として改めてこれを行なわなければならない。申請の取り下げがなされた場合は、後に示す契約解除があったものとする。

また、甲の確認申請を乙が受付し請求書を発行した後で、引受手続きを終えるまでの間に、当該計画が変更される場合、乙は審査の進捗に応じて追加手数料を別途請求することができる。

## 5. 甲の解除権

甲は次に示す場合のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知し、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく「2. 業務期日」に掲げる業務をその期日までに完了せず、又は完了の見込みがないとき。
- (2) 乙がこの契約に違反したことに付き、甲が相当の期間を定めて催告してもなお是正されないとき。
- (3) 上記(1)、(2)の場合に関らず、甲は乙の業務が完了するまでの間、乙に書面をもって申請を取り下げの旨を通知してこの契約を解除することができる。
- (4) 上記(1)、(2)における契約解除の場合、甲は手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責任を負わない。
- (5) 上記(1)、(2)における契約解除の場合、(4)に定めるほか、甲は損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- (6) 上記(3)における契約解除の場合、乙は、甲により手数料が既に支払われているときは、手数料規程に定める場合を除きこれを甲に返還せず、また当該手数料がいまだに支払われていないときは、これの支払いを甲に請求することができる。
- (7) 上記(3)における契約解除の場合、(6)に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

## 6. 乙の解除権

乙は、次に示す場合のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく「3. 手数料の支払期日」に規定された日までに手数料を納入しない場合。
- (2) 甲がこの契約に違反したことに付き、乙が相当の期間を定めて催告してもなお是正がされないとき。
- (3) 上記(1)、(2)における契約解除の場合、乙は、手数料が既に納入されているときは、これを甲に返還せず、当該手数料がいまだに納入されていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責任を負わない。
- (4) 上記(1)、(2)における契約解除の場合、(3)に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

## 7. 計画の特定行政庁への通知

乙は、この契約を締結した後、建築場所を所轄する特定行政庁から要請がある場合に対象建築物（建築物に限る）の計画の概要を、当該特定行政庁へ通知する。この通知によって甲に損害が生じた場合、乙はその賠償の責任を負わない。

## 8. 情報管理

### 8.1. 秘密情報の管理

乙は、この契約に定める業務（以下、「本業務」という。）に関して知り得た物件の名称、所在地、面積、契約内容等の情報（以下、「秘密情報」という。）を漏らし、又は盗用してはならない。また、甲の同意を得ることなく、第三者に開示・提供してならない。

ただし、乙は、次の通り、特に必要とされる場合には、秘密情報を書面・電子データ等で以下の第三者へ提供することができる。

- ・ 法令等に基づき第三者に対する開示または提供が認められる場合
- ・ 監査機関に開示を求められた場合
- ・ 監視委員会において委員より開示を求められた場合
- ・ 確認検査以外の事業の承継に伴ってお客さま情報を提供する場合
- ・ 本業務の遂行に必要な範囲内において、業務委託先等に提供する場合。

### 8.2. 秘密情報の共有

甲がハウスプラス住宅保証株式会社への情報提供を希望しない場合を除き、乙は、秘密情報をハウスプラス住宅保証に開示・提供することができる。なお、乙がハウスプラス住宅保証に対して秘密情報を開示・提供する場合、秘密情報の安全性・正確性を確保し秘密情報を保持するよう周知徹底の上、これを遵守させるものとし、かかる秘密保持義務のいかなる違反に対しても、甲に対し乙はその責任を負うものとする。

### 8.3. 個人情報の管理

乙は、本業務に関して知り得た個人情報（以下、「個人情報」という。）について、当社が別途示す「個人情報保護方針」に基づき適切に管理する。

## 9．損害賠償

甲及び乙は、この契約に定める業務に関して発生した損害に係る賠償額を相手方に請求することができる。ただし、その損害賠償請求額の上限は申請手数料とする。

### 10．電子申請による場合の特則

#### 10．1．適用範囲

甲が電子申請により乙に申請する場合（電磁的方法で行う事前相談は除く）本特則が適用される。

#### 10．2．電子申請に係る業務を行う事務所

乙が電子申請に係る業務を行う事務所は、本店とする。

#### 10．3．電子申請による業務開始時期

乙は、甲による電子申請に係る電磁的記録が乙の電子計算機に記録された時をもって到達したものとみなし、確認検査の業務を行う時間及び休日については、業務規程に定める通りとする。

#### 10．4．電子署名及び電子証明書の取り扱い

電子申請等で使用する電子署名及び電子証明書の取り扱いに関する事項は、乙が別に定めるものとする。

#### 10．5．電子署名の有効性

乙が電子署名を付して交付する電磁的記録の電子署名の有効性が確認できる期間は、副本交付から15年間とする。

#### 10．6．副本交付方法の事前協議

乙は、確認済証又は適合しない旨の通知書の交付時における副本の交付方法について、甲と別途協議できる。

### 11．特約

この約款の一部条項において特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用するものとする。

### 12．約款の変更

乙は、この約款を変更することがある。この場合には、料金その他条件は、変更後

の約款によるものとする。

### 13. 別途協議

この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義の生じた事項については、  
甲乙とも信義誠実の原則により協議のうえ定めるものとする。

### 附則

#### (実施期日)

この約款は、平成27年 2月 2日より施行する。

#### (手数料等支払いに関する経過措置)

平成21年4月1日の改正規程実施前に、支払い又は支払わなければならなかった申請  
手数料その他債務については、なお従前のおりとする。